

えん罪・神戸質店事件の再審開始を求める要請署名

2005年10月18日の夜、神戸市中央区で質店の店主が多数回、殴打され、頭蓋粉砕骨折をとともう脳挫滅で亡くなりました。被害金は店主が持っていたはずの1万円余だけで、動機は怨恨と考えられました。事件当夜には質店前の路上で不審な男を見たという目撃者も現れましたが、捜査は難航しました。

この事件で強盗殺人犯として無期懲役判決を受けた緒方秀彦さん（1958生）は、岡山刑務所から再審請求を申し立てています。

緒方さんが逮捕・起訴されたのは、事件から1年10カ月後に交通違反で検挙された際、質店内の指紋や靴跡、灰皿のタバコから検出されたDNA型が緒方さんのものと一致したためです。しかし緒方さんは、「以前、タバコを買おうと車を停めたとき、車に積んだ工具を見た質店主から、兄ちゃん電気屋か。ここにも防犯カメラつけれるやろかと、質店内に招き入れられたことがある。店主は酔っていて商売にならないので帰ったが、それは昼間だった」と無実を訴えました。一方、目撃者も再度、警察で緒方さんの写真や取り調べの様子を見せられ、不審者と目の印象が似ていると供述しました。

しかし裁判で神戸地裁は、事件後2年近く経ってからの証言は採用できず、緒方さんの説明も排斥できないので無罪としました。ところが二審大阪高裁は目撃証言を採用して有罪とし、最高裁で確定しました。まったく同じ証拠で判断が分かれたのです。

しかし、再審弁護団が指摘するように、有罪判決は不審者と緒方さんが同一と認定したのではなく、その「可能性がある」と言うに過ぎず、この証明度の低い「可能性」だけをよりどころにした脆弱なものです。目撃者自身も「見たといっても一瞬」「自信がない」と言っているのに警察、検察でくり返し質問され、身長や年齢の供述が次第に緒方さんに近く変遷しています。このことについて新証拠の厳島行雄教授の心理学意見書は、捜査官の誘導や記憶の汚染があり、有罪判決のいう「可能性」も認定できないと指摘します。そもそも有罪判決の証拠構造は脆弱であり、そこへ厳島意見書をくわえて総合的に検討すれば、もはや有罪は維持できません。

いま、緒方さんの母親は施設で一人息子の帰りを待っています。つきましては、証拠開示など、弁護側の主張に耳を傾け、早急に再審を開始されることを要請いたします。

202 年 月 日

氏 名	住 所

署名送付先 神戸質店事件支援する会 〒650-0022 神戸市中央区元町通6-6-12 国民救援会兵庫県本部内



【取り扱い団体】〒460-0011 名古屋市中区大須4-10-26-401 国民救援会愛知県本部

Tel052-684-5825 Fax052-684-6355 aichi-kyuenkai.com/

救 援 新 聞
〔1958年6月10日〕
第三種郵便物認可